

事業継続力強化支援事業の目標

①現状

(1)地域の災害リスク

能勢町は「洪水」と「土砂災害」の危険性を1枚のハザードマップとして、町内を6か所に分類し、それぞれ作成されている。

災害に強いまちづくりをめざして

能勢町は、面積が約100平方キロメートルと、とても多く、自治体も4に分割されています。さらに、面積の約6割が山林であり、土砂災害の危険性が非常に高いです。災害時には、公的避難所を開設しますが、地域によっては自動車まで20分近くかかることもあり、自力で避難所まで行くことが困難な方(避難行動要援者)も多数おられます。

近年災害が激甚化しており、日頃から災害に備えた準備が不可欠であるため、本町の特性を活かした災害対策として、地域の助け合い活動は大変重要となります。災害時には、地域が連携し、公民館などを自主避難所として開設したり、避難時に支援が必要な方を近隣住民で支援していただくなど、地域の助け合い活動の推進をお願いします。

問合せ 能勢町役場 総務課 住民課 自治体防災課 TEL 072-734-0107

能勢町LINE 公式アカウント

1 共助(地域防災)のすすめ

災害時に被害の拡大を防ぐためには、公的機関による対応(公助)だけでは限界があり、自分の身の安全は自ら守る(自助)とともに、**地域の住民が互いに助け合いながら防災活動に取り組むこと(共助)が重要**です。

- (1)平常時の地域防災活動
 - ①防災訓練の実施
 - 地域住民の防災への関心を促し、災害が発生した時に適切な対応ができるように、地域の方々の参加を呼びかけ、地域一丸となって防災訓練を行います。
 - ②防災資機材の整備
 - 防災資機材は災害発生時の対応に必要です。地域の実情に応じた資機材を準備し、定期的な点検や使い方を確認しましょう。
 - ③避難行動要援者との関係づくり
 - いざというときに備えて、避難行動要援者との関係づくりを確認しましょう。特に独居など家族に支援者がいない方の関係づくりをお願いします。
 - なお、避難行動要援者名簿は区長さん、民生委員さん、消防団、社会福祉協議会、豊中市北消防署能勢町分署に配付しています。
- (2)災害時の地域防災活動
 - ①初期消火活動
 - 火災の拡大を防ぐため初期消火活動をお願いします。ただし、消火器が到着するまでの間の延焼拡大を防ぐための活動です。無理は禁物です。
 - ②避難場所の確保
 - 地域住民を避難所などの安全な場所へ誘導をお願いします。避難場所は被災状況などによって変わりますので、災害対策本部(住民課自治防災担当)と連携するなど、正確な情報に基づいて誘導をお願いします。
 - ③救出活動
 - 負傷者や家財の下敷きになった方の救出活動をお願いします。ただし、救出活動は危険を伴う場合があるので、二次被害に十分注意しましょう。
 - ④情報収集
 - ラジオやテレビ、行政などから情報を集め地域住民に伝達しましょう。
 - ⑤避難所の開設
 - 地域の公民館・集会所等を自主避難所として開設をお願いします。開設に必要な毛布、非常食等は区長さんに配付しています。
 - ※追加が必要の際は、住民課自治防災担当までご連絡ください。
 - ⑥避難行動要援者の支援
 - 災害時の地域防災活動は、必ず自分や家族の身の安全を確保してから行ってください。

2 災害に備えて

- (1)災害に備えた日頃の準備
 - ①災害時に必要な準備品を準備をお願いします。………
 - ②水害の恐れがある場合は、事前に土のうの準備や乾草や緑水消を準備し、水の流れをスムーズにしておきましょう。
 - ③地域の危険箇所や避難ルート・避難場所などを確認しておきましょう。
- (2)大雨などによる土砂災害に備えて
 - ①【事前準備】海から来た水が流れて山崩れが起きると、土砂災害が発生します。土砂災害が発生すると、土砂災害特別警戒区域(※1)が長時間発生したため、土砂災害や床上浸水など多くの被害を受けました。災害発生に留意し、早めの避難(※2)をお願いします。
 - ②【避難】避難場所がどこだけが避難所ではありません。例えば洪水時には2階や高台に移動することや、土砂災害時には自宅の安全な場所に移動することも可能です。災害時には、自らの判断で行動することが重要です。

(3)地震に備えて

- 【地震発生時の行動】大きな地震が発生したときは、あわてず身体を守って避難できるように、地震発生時、発生後の行動を確認しておきましょう。
- 【地震直後】
 - ①落ち物や倒壊物に注意し、あわてた行動を控えること。倒れたガラスの破片などに注意してください。
 - ②火の元を確認し、火災の原因を排除しましょう。揺れがおさまってから、火の元を確認し、消火してください。
 - ③出口を確認し、揺れがおさまってから、ドアや窓を開けましょう。
 - ④危険な場所に近づかないようにしましょう。
- 【地震後】
 - ①状況に応じて避難しましょう。避難所に行く方が危険と判断した場合は、自宅にとどまり、状況に応じた避難をお願いします。2階ですすんで、行動を再開しましょう。
 - ②救護活動に協力をお願いします。傷病者や家財の下敷きになった方などがいたら、近所で協力して救出・救護をお願いします。
 - ③救護活動は、必ず自分や家族の身の安全を確保してから行ってください。

【家庭の地震対策】 家具の転倒・落下やブロック類の倒壊などは、地震の被害を拡大させます。家具の固定や自宅の周囲の整備など

- ①家具類は壁面に固定させておき、柱間の隙間などで倒れないように固定しましょう。
- ②家具の重心を安定させるため、重いものは下に、軽いものは上に収納しましょう。
- ③カーテンやシーリングなどは、防災用になっているものを使用しましょう。
- ④住宅用火災警報器を設置し、定期的な点検や交換をしましょう。

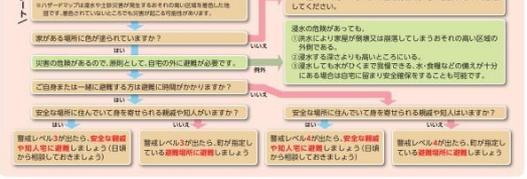
3 避難情報について

災害時に避難が必要な場合(警戒レベル3以上)には、スマートフォン・携帯電話に緊急速報(エリアメール)を配信するとともに、町ホームページ及びLINE(登録者)でお知らせしますので、適切な行動をお願いします。

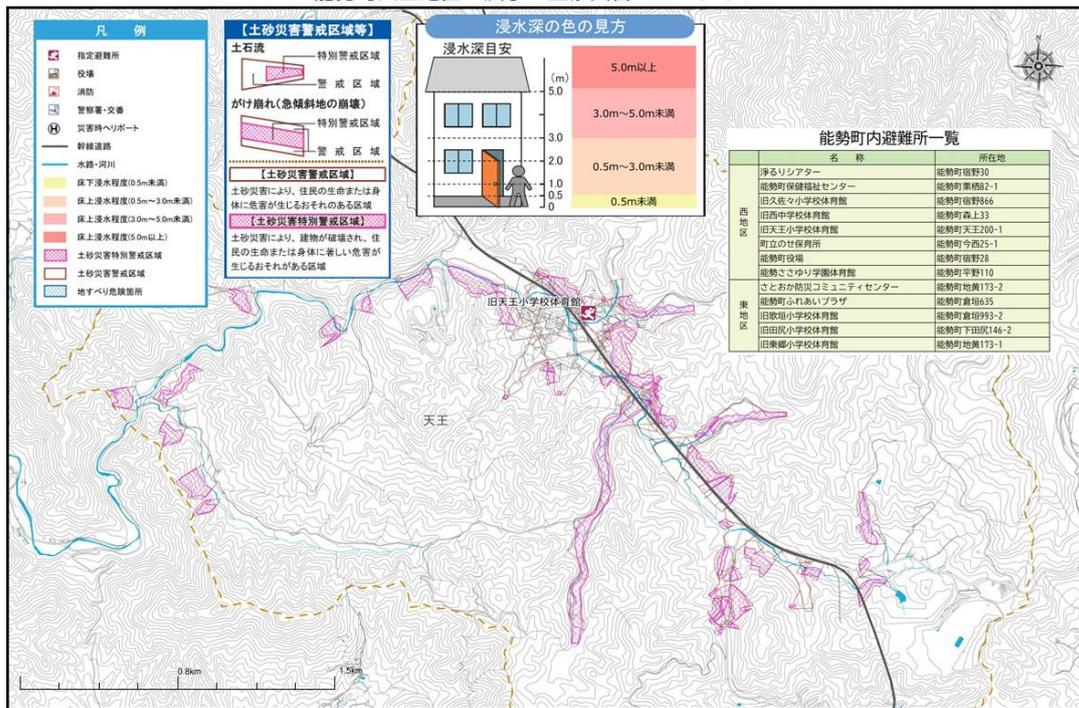
警戒レベル	避難情報	必要な行動	基準となる気象情報
5	緊急安全確保	災害が発生しはじめ、既に避難情報などとの関係ができず命が危険な場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に身の安全を確保してください。	大雨特別警報、3段階警戒報
4	避難指示	【避難指示】が発令されたら、避難所を要する高齢者や障がいのある方、避難を要する方などは、危険な場所から避難してください。	土砂災害警戒報、2段階警戒報
3	高齢者等避難	【高齢者等避難】が発令されたら、避難所を要する高齢者や障がいのある方、避難を要する方などは、危険な場所から避難してください。	大雨警報、洪水警報、2段階警戒報

4 ハザードマップ・避難行動判定フローを確認

災害に備えてハザードマップ(前面)と一緒に「避難行動判定フロー」を確認しておいてください。

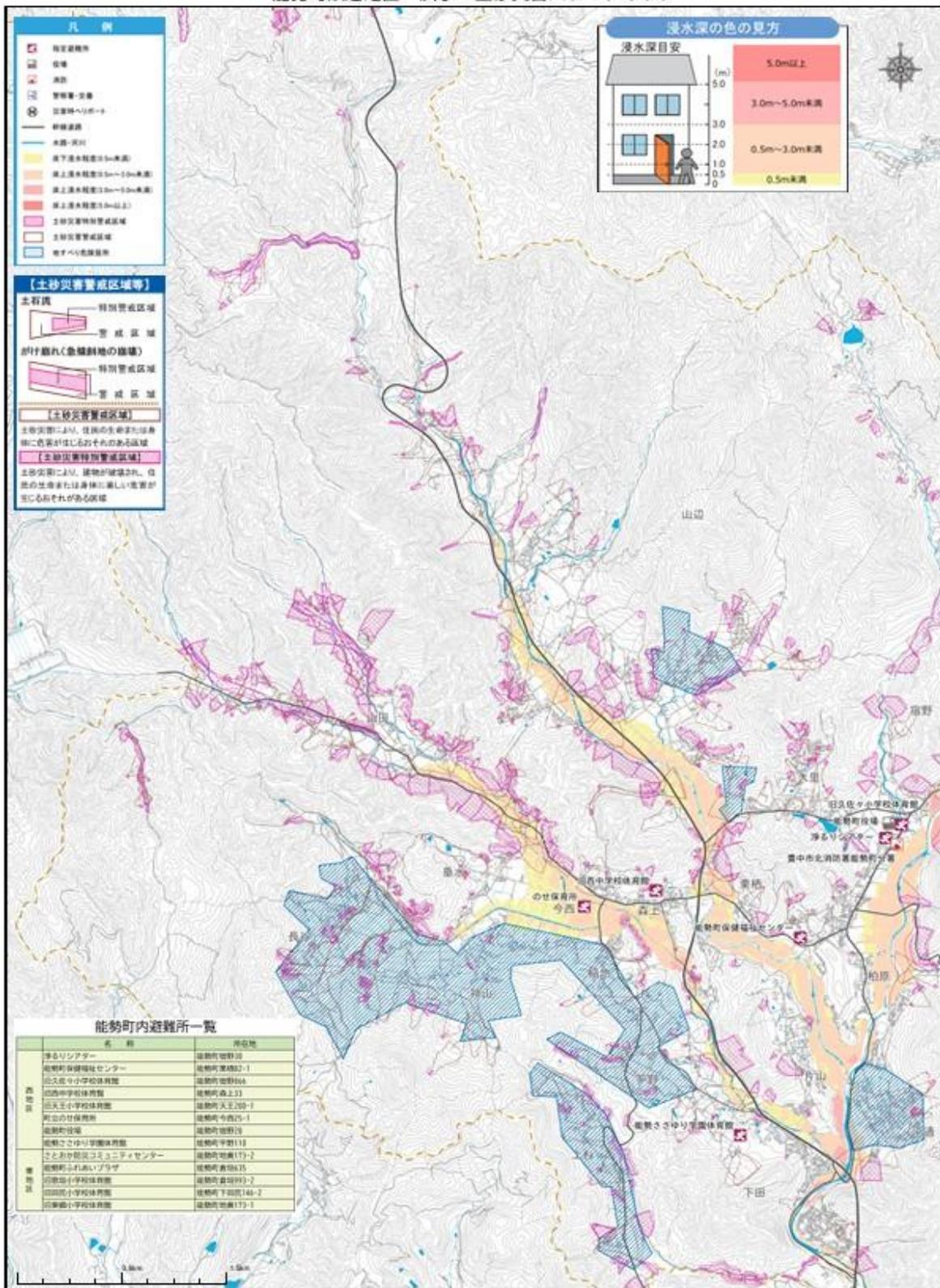


能勢町天王地区 洪水・土砂災害ハザードマップ



※土砂災害警戒区域等詳しく調べたい方は、大塚町のホームページが、能勢町役場 住民課(自治防災担当)にある地図で確認することができます。

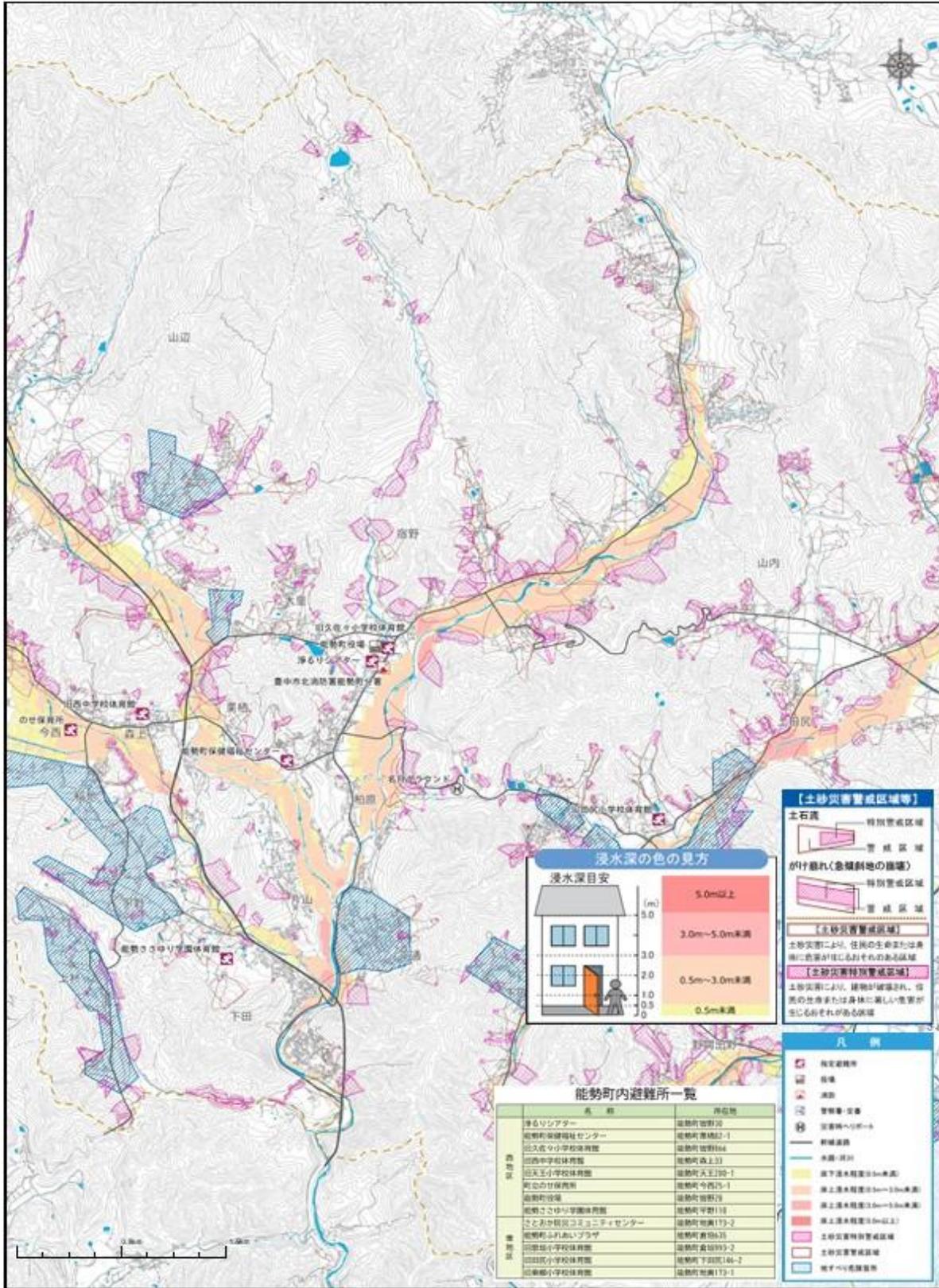
能勢町岐尼地区 洪水・土砂災害ハザードマップ



1 / 17,000

※土砂災害警戒区域等を詳しく調べたい方は、大勢町のホームページ、能勢町保健福祉課自治体担当にある地図で確認することができます。

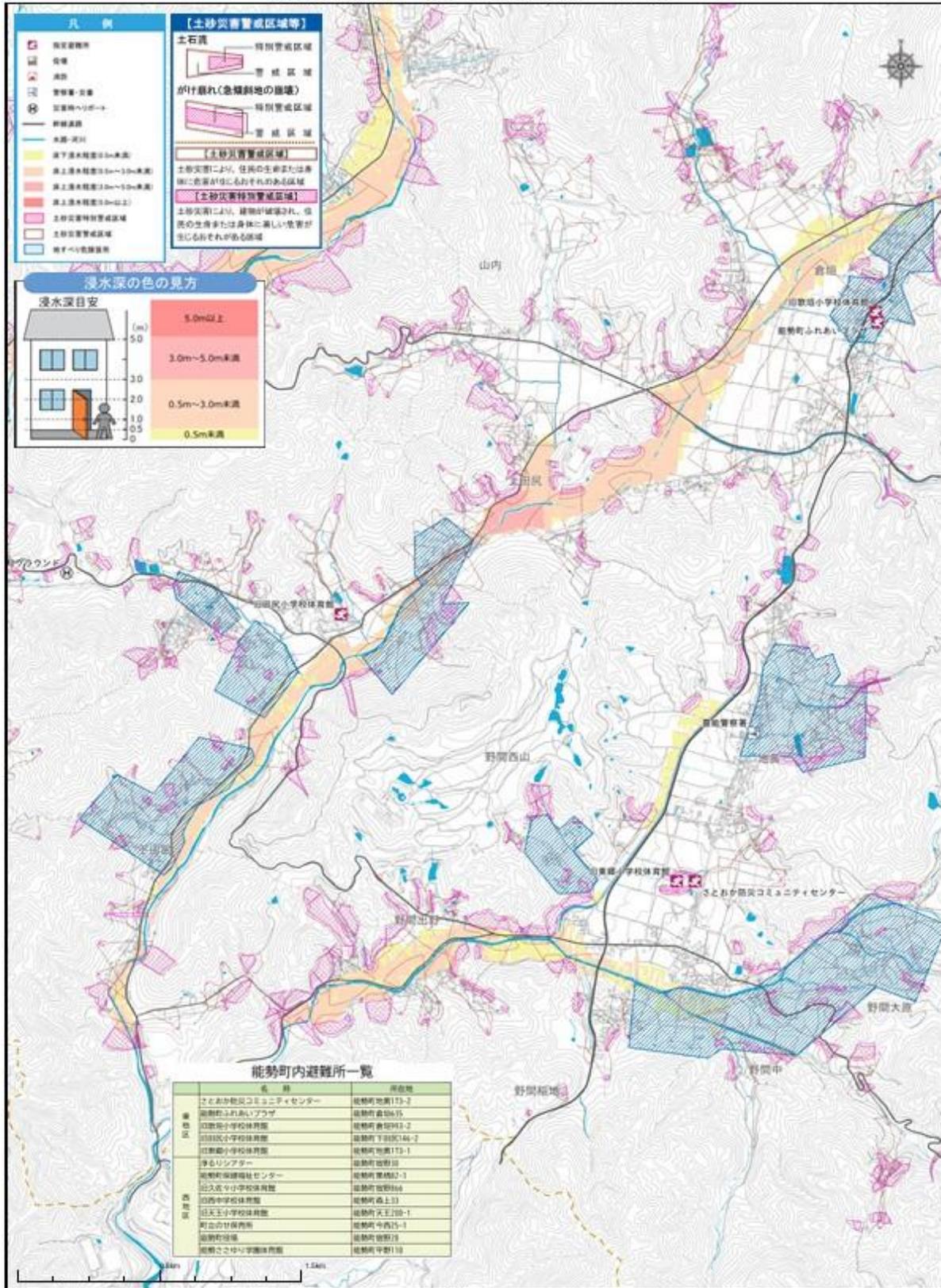
能勢町久々地区 洪水・土砂災害ハザードマップ



1 / 17,000

※土砂災害警戒区域等を詳しく調べたい方は、大勢町のホームページ、能勢町保衛 住民課 自治防犯課にある地図で確認することができます。

能勢町田尻地区 洪水・土砂災害ハザードマップ



1 / 12,500

※土砂災害警戒区域等詳しく調べたい方は、大森町のホームページ、能勢町保衛 住居課 自治体防災担当にある地図で確認することができます。

(洪水)

能勢町は大阪府北部の山間地に位置し、町域には複数の小河川・支流が流れている。こうした地形では、局所的な集中豪雨や上流からの急激な水位上昇による小さな川の氾濫・土砂災害のリスクがあるため、細かく浸水想定範囲を確認する必要がある。ハザードマップによると洪水の危険性は河川の近くがやはり高く、周囲に降った大量の雨が狭い河川に流れ込み、洪水を起こす結果となっている。一部の地域において床上浸水程度から3.0m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害)

能勢町は林野面積が78%を占めており、平地面積が極めて少ない山間部に位置する立地となっており、近年の短時間集中豪雨によりがけ崩れ、地滑り、土石流等の土砂災害が発生している。ハザードマップにも非常に多数の危険個所が示されており、土石流特別警戒区域が230か所、がけ崩れ特別警戒区域が698か所ある。

(地震)

能勢町域に大きな影響を及ぼす主な直下型地震として、有馬高槻構造線、上町断層系、南海トラフ地震がありいずれも、全域で震度5弱以上6強の強い揺れが予想されている。

地震想定		有馬高槻構造線	上町断層系	南海トラフ
地震の規模		マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.5~7.8
	能勢での計測震度	計測震度 5弱~6弱	計測震度 5弱~6弱	計測震度 5弱~6強
建物被害棟件数		全壊 12棟・半壊 29棟	全壊 0棟・半壊 1棟	全壊 0棟・半壊 25棟
死傷者数		死者 4人・負傷者 0人	死者 0人、負傷者 0人	死者 7人、負傷者 14人
罹災者数		75人	3人	25人
避難生活者数		22人	1人	15人
ライフライン	停電	736軒	0軒	0軒
	電話不通	275回線	153回線	0回線

参考資料：能勢町地域防災計画 第1編 総則

(<https://www.town.nose.osaka.jp/material/files/group/12/sousoku0609.pdf>)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、能勢町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

参考資料：内閣官房（新型インフルエンザ等対策）

(<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>)

(2)商工業者の状況

- ・商工業者数 383事業所 (令和3年度「経済センサス」による)
- ・小規模事業者数 219事業所 (令和3年「経済センサス」による)

(3)これまでの取組

<能勢町の取組>

- ・能勢町地域防災計画の策定
- ・能勢町消防団・豊中市北消防署能勢町分署との合同訓練
- ・災害用備蓄物資の確保
- ・洪水・土砂災害ハザードマップの発行
- ・自主防災組織の設置促進
- ・能勢町商工会建設委員会と災害時応急復旧作業に関する協定書を締結
- ・能勢町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

<能勢町商工会の取組>

- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・能勢町と災害時応急復旧作業に関する協定書を締結
- ・大阪府火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画の啓発と策定支援

②課題

- ・災害時における事業者の被害状況については、能勢町商工会が電話や訪問により集約し、能勢町役場魅力創造課へ報告するフローになっているが、職員が少人数であり、時によっては職員自身も被災しており、全体の被害が把握しにくい状態である。
- ・能勢町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・能勢町は、大阪最北端に位置し海拔200メートルほどの山間部に位置している。大阪湾からは距離的に離れており、津波被害のリスクが低いことから近年叫ばれている「南海トラフ地震」による被害に対して、関心が薄い。直接的な地震被害を想像しやすい「有馬・高槻断層帯・生駒断層帯など複数の活断層」による被害を周知することで地震対策の大切さを周知していく必要がある。

③目標

◎自然災害や感染症、情報セキュリティ等に関するリスクを認識させ事前対策の必要性をチラシ等で周知する事業者数の目標・策定支援者数の目標： 1,375事業者・50事業者

(令和8年度：275事業者・10事業者
令和9年度：275事業者・10事業者
令和10年度：275事業者・10事業者
令和11年度：275事業者・10事業者)
令和12年度：275事業者・10事業者)

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、能勢町商工会と能勢町との間における被害情報報告、共有ルートを維持・強化する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」という

タイミングがない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④その他

能勢町商工会の事業継続計画の有無：無（令和8年度策定予定）

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

⑥事業継続力強化支援事業の内容

・能勢町商工会と能勢町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1)事前の対策

・平成28年に締結した「災害時応急復旧作業に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(a)小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT環境等を整備するための情報や支援策等を提供する。

(b)小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・府が提供する大阪府超簡易版BCP「これだけは！」シートによる策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供するBCP様式での策定支援

(c)地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。

(d)当該計画に係る訓練の実施

・大阪府・市町村合同地震・津波対策訓練に参加することで、能勢町と能勢町商工会との連絡ルートの確認等を行う（その他訓練は必要に応じて実施する）。

(e) 商工会の事業継続計画の策定

- ・ 能勢町商工会は令和8年度末までに事業継続計画を策定する。

(f) 団体等との連携

- ・ 大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援事業を通じた策定支援を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

(g) フォローアップ

能勢町総務部住民課・福祉部健康づくり課・能勢町まちづくり推進部魅力創造課と能勢町商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について必要があれば、協議する機会を設ける。

(2) 発災後の対策

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(a) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を能勢町商工会と能勢町で共有する。）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合には、能勢町商工会、能勢町による感染症対策を行う。

(b) 応急対策の方針決定

- ・ 能勢町商工会と能勢町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・町内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、または、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・町内0.1%未満の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

(c)次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」の頻度

・本計画により能勢町商工会と能勢町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間以降	地区内中小企業の被害状況に応じて、必要に応じて共有する。

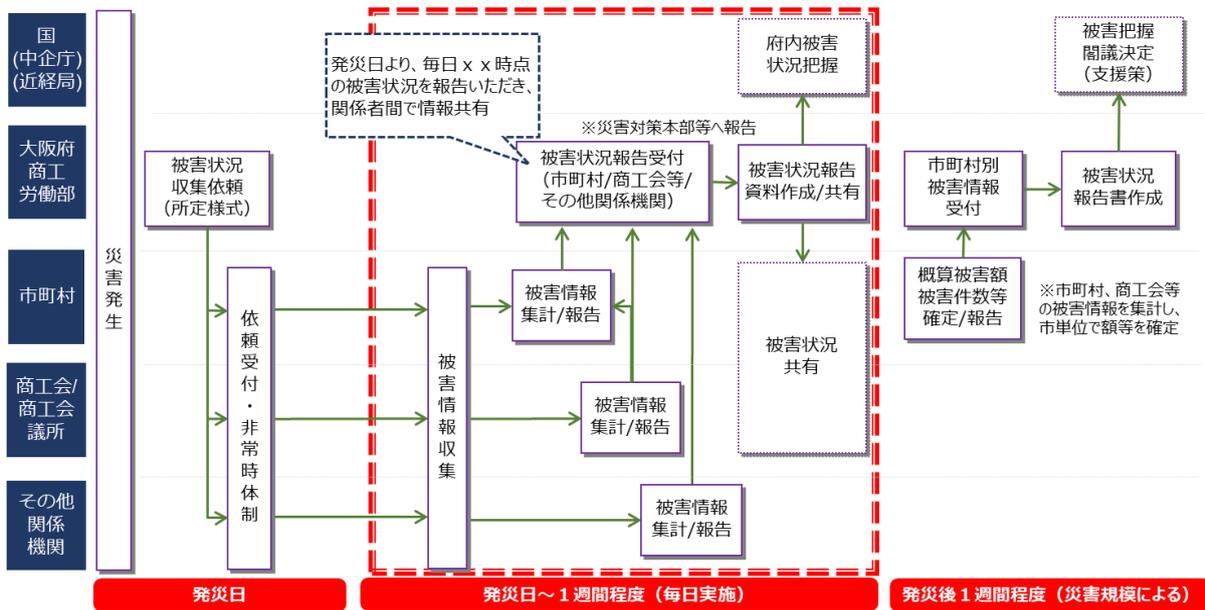
(3)発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・能勢町商工会と能勢町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・能勢町商工会と能勢町が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて能勢町商工会と能勢町より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて能勢町商工会又は能勢町より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告
(1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。)



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、能勢町商工会と能勢町で相談・決定する。
(能勢町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、能勢町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

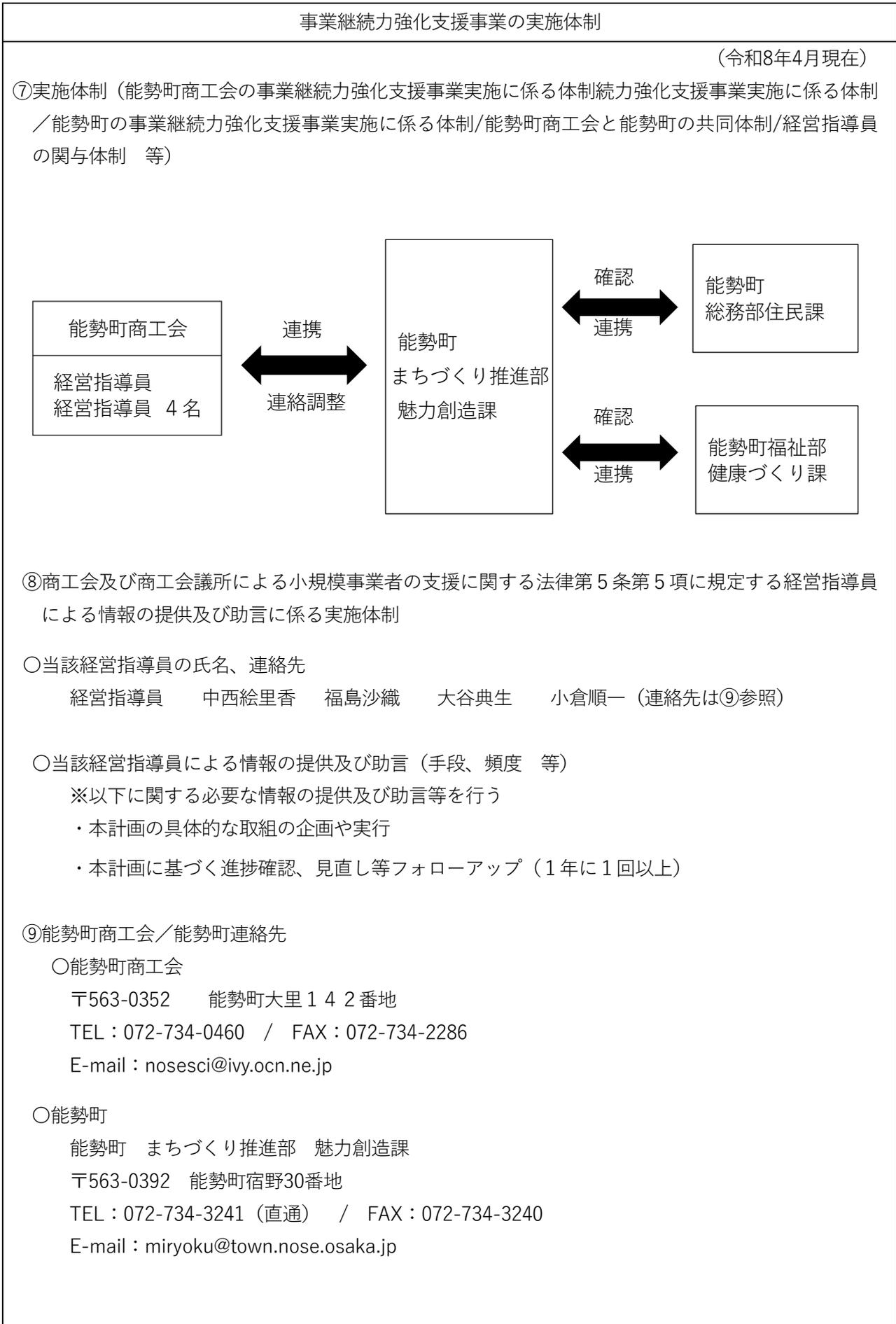
- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



能勢町 総務部住民課

〒563-0392 能勢町宿野 2 8 番地

TEL : 072-734-0107 (直通) / FAX : 072-734-0157

E-mail : syoubou@town.nose.osaka.jp

能勢町 福祉部健康づくり課

〒563-0351 能勢町栗栖 8 2 番地の1 能勢町保健福祉センター (ささゆりセンター)

TEL : 072-731-3201 (直通) / FAX : 072-731-2151

E-mail : kenkou@town.nose.osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【能勢町商工会】

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
⑩必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	90	90	90	90	90
・ セミナー開催費	20	20	20	20	20
・ パンフ、チラシ作製費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
会費収入、 能勢町補助金、 大阪府補助金、 事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【能勢町】

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
⑫必要な資金の額	20	20	20	20	20
(備考) 事業実施(セミナー開催等)に際して商工会への補助金等					

(備考) 必要な資金の額については見込み額を記載すること。

⑬調達方法
地方交付税 ・ 自主財源等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>イ.連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>
<p>1. 大阪府商工会連合会 会長 上村一彦 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 TEL：06-6947-4340 FAX：06-6947-4343 Eメール：shokoren@osaka-sci.or.jp</p>
<p>ロ.連携して実施する事業の内容</p>
<p>事業継続計画（BCP）策定支援事業 1. 事業継続計画（BCP）策定支援 BCP策定の専門知識を持った専門家による事業継続計画（BCP）策定の個別支援を行う。 ①【簡易版】事業継続計画（BCP）策定支援 “地震”の発生に備え、従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全確認、安否確認、応急処置、救護・救助など）の確立に重点を置いた簡易版のBCP策定を支援する。 ②事業継続計画（BCP）策定支援 事業を取り巻く脅威が発生したときの影響を事前に分析し、緊急事態に対処する為の組織体制（情報収集、広報、予算管理など）や従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全確認、安否確認、応急措置、救護・救助など）の確立に重点をおいたBCP策定を支援する。 ③事業継続計画（BCP）ブラッシュアップ支援 策定済みのBCPをブラッシュアップ（内容の見直し、訓練の実施など）するための支援をする。 ④新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの策定支援 予防対策感染者対策、復旧対応に重点を置いたマニュアルを策定する。</p>
<p>ハ.連携して事業を実施する者の役割</p>
<p>当会・当町が主催する「BCP策定セミナー」への講師派遣 BCP策定に関する専門的知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績があり、当会・当町でのセミナーにおいても、BCPに関心のある小規模事業者に策定へのアプローチをかけることが可能となる。また、BCP策定支援のアドバイスや、適宜、個社支援により発展した支援も可能となる。</p>

二.連携体制図等

